



いじめ実態調査の内容と対応策について

日本共産党

土田 政己

問 大津市でいじめを受けていた中学2年生が自殺した問題を受け、文部科学省は、全国で緊急の実態調査を実施したようですが、市内小中学校における、いじめ実態調査の内容と結果の特徴、具体的な対応策について伺います。

答 文部科学省から要請のあった実態調査を8月20日から28日にかけて、市内小中学校に在籍する1千380名の児童生徒に調査を実施し、約98・3%にあたる1千357名から回答を得ました。その結果、約7・9%にあたる108名がいじめられたことがあると訴え、うち40名から「今もいじめられている」との回答でした。いじめの具体的内容としては、「悪口を言われる」が64件で最も多く、次いで「仲間外れや無視」が48件、「たたいたり、蹴られたりする」が37件、「持物を隠されたりいたずらされる」が23件、メールやインターネットに関するものが3件、その他が12件という結果でした。

この結果を受けて、各学校で個別に聴き取りを行ったところ、最終的にいじめを認知した件数は12件であり、その内、現在解決に向けて取り組み継続中が11件、解決したケースが1件となっています。

今後の具体的な対応策ですが、「いじめはいつでも、どこでも起こりうる」との認識のもと、学校、家庭、地域が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という倫理観や規範意識、社会性の育成を図るよう、学校教育全体を通して指導します。



宮川団地の現地建替え

中止について

市民の声

小黒 弘

問 宮川団地は約40年が経過している公営住宅です。

平成18年の計画では平成26年から現地建替えの予定でした。ここには、高齢者専用住宅である「豊栄団地」の用途廃止対策も含まれていました。しかし、今年3月に建替え中止になった理由を伺います。

答 人口減少社会を見据え、公営住宅の適正な管理戸数を検討した結果、宮川団地の現地建替えは中止して、既存住宅の活用により対策を講じる判断としたものであります。

問 宮川団地は15年後に豊栄団地と合わせて151戸をゼロにする計画ですが、現在、入居されている住民の具体的な移転方法について。

答 希望された住み替え先が空き住戸になった時点で、新規申込者との調整を図りながら、できるだけ優先的に入居できるように考えています。

問 宮川団地に現在入居する高齢

者世帯が各住棟ごとにまばらな状態になることも想定されるが、その対応について。

答 そのような状態はコミュニティにも影響があり、防犯上もよくありません。生活環境が悪化する状態になった場合は入居者の意向を確認しながら同じ団地内で集約を行っていきたい。

問 今後、15年間住む上で、必要な修繕は物置や周辺を含めて行う事が大前提だと思いが如何ですか。

答 生活の環境に支障のないよう、安心して安全に住める維持修繕をしていきたい。



老朽化した宮川団地

地域おこし協力隊 導入への取組みについて

新風会
多比良和伸

問 3月定例会にて制度の利活用、6月定例会には隊員の声として具体的な活動を通じて質問してきましたが、いずれも砂川市としてこの制度を取り入れる可能性が、今後の導入へ向けた取組みと、今後の課題、更に導入後の活動ビジョンについて伺います。

答 取組みとしては、去る6月に活用ニーズ調査として、砂川商工会議所と砂川観光協会に照会し、その後、制度説明を先進地事例の紹介を含め活用の可能性について質疑応答をしました。今後、2団体からの活用ニーズを精査し検証します。

今後の課題としては、検証したニーズに合った人材の募集と選考が大きな課題と考えています。

導入後の活動ビジョンとしては、中心市街地の空き店舗を活動拠点に、こどもの国、オアシスパーク、スイートロードなどの砂川独自の多彩な地域資源を地域おこし協力

隊により、広く紹介してもらうことによる観光客の誘致や、地域交流センター、市立病院などの集客施設から商店街へ買い物する回遊策の企画、さらに都市住民の視点に立った新たな地元特産品の発掘など、地域資源を活用した地域経済活性化も期待しています。

問 協力隊との関わり方については、先進地事例のように、行政が直接関わるのではなくタウンマネージャーを通じ、間接的に関わるという考えはないか伺います。

答 実施要項はこれからですので、それらも含めて検討します。



商業街路灯の 建替えについて

新風会
沢田 広志

問 中心市街地活性化協議会で商業街路灯の建替えの検討について、砂川市商業街路灯補助規則では、対象区域が国道12号線沿いの北6丁目から南11丁目まで、道道駅前停車場線、市道西1条通りの北2丁目から南1丁目までです。

答 商業街路灯の設置維持管理団体は、町内会、期成会、商店会等の12団体で、合計11基があります。市では設置時に補助規則に基づき工事費の2分の1、年間電気料の100パーセント補助などの支援措置をしており、11基のうち81基は昭和時代の設置で老朽化による安全面の不安や照度の低下などがま

ちのメイン通りのイメージに影響しているものと認識しています。

老朽化した商業街路灯を建替えした場合、市の補助規則に基づく設置補助は設置団体が工事費の2分の1を負担することになり、また、国の補助制度では民間にて商店街の活性化のための一体的な施設整備を行う計画作成が条件で費用の

負担も発生し、北海道の補助制度では省エネに係る年間電力量の減少部分の補助のみで、設置団体に大きく負担がかかります。

中心市街地活性化協議会での商業街路灯のLED照明建替えの検討ですが、まちなかの活性化を目指すうえで、中心市街地を縦断する国道12号線近辺の環境整備は砂川市のイメージづくりや回遊策に大きく影響を与えることから、商業街路灯の今後の方向性を重点項目とし、設置団体の負担の課題などを含めて、協議していかねばならないと考えます。

